

施行日決定のお知らせ

(2012 年 11 月 6 日現在)

◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24・8・1 法律第 53 号)附則第 27 条による改正）
→平成 24 年 10 月 30 日施行（平成 24・10・17 政令第 257 号）

◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24・8・1 法律第 53 号)附則第 28 条による改正）
→平成 25 年 1 月 30 日施行（平成 24・10・19 政令第 260 号）

◆労働契約法の一部改正（労働契約法の一部を改正する法律（平成 24・8・10 法律第 56 号）第 2 条による改正）
→平成 25 年 4 月 1 日施行（平成 24・10・26 政令第 267 号）

◆労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24・8・1 法律第 53 号）附則第 4 条による改正）
→平成 24 年 10 月 30 日施行（平成 24・10・17 政令第 257 号）

◆労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24・8・1 法律第 53 号）附則第 5 条による改正）
→平成 25 年 1 月 30 日施行（平成 24・10・19 政令第 260 号）